

防災の心得

避難行動に配慮が必要な人への支援

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦など、災害時に特に配慮が必要な人を要配慮者といいます。また、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難等に特に支援を要する人を避難行動要支援者といいます。

情報を伝えよう

- ① 視覚や聴覚に障がいがある人には、確実な伝達手段で避難情報を伝えましょう。
- ② 外国人の中には、災害や避難の状況がわかりづらいことがあるので、手振り・身振りなどで伝えましょう。
- ③ 避難行動要支援者は、災害時の混乱や被害によって、精神的動搖が激しくなる場合があります。気持ちが落ち着くよう、分かりやすく、必要に応じて繰り返し情報を伝えましょう。



一緒に避難しよう

- ① 乳幼児や高齢者は手をつなぐ、背負うなどして避難誘導しましょう。
- ② 避難経路に障害物はないか日頃から確認しておきましょう。
- ③ 避難行動要支援者一人に対し複数の住民による援護が必要です。日頃から具体的な救援体制を決めておきましょう。



安全な避難のために

障がいがある方

視覚障がいがある人のために

- できるだけ正面から声かけ、最初にあなたの名前を名乗るようにしましょう。
- 言葉で周囲の状況を、具体的に説明しましょう。混乱するので「あっち」「こっち」といわないようにしましょう。



内部障がいがある人のために

- 外見から判断が難しいため、外見だけで判断せず、積極的にできるだけ多くの避難者に声かけを行いニーズを把握するようにしましょう。

聴覚障がい・言語障がいがある人のために

- 防災無線の放送などが聞こえない場合があるので、状況を簡潔なメモなどで知らせるようにしましょう。
- 話すときは近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはつきり動かしましょう。
- 口頭で分からぬようであれば、紙とペンで筆談しましょう。



精神・知的障がいがある人のために

- 急激な環境の変化への順応が難しく、不安になり、パニックになることがあります。誘導時は必ず誰かが付き添い、一人にしないように努めましょう。

車いすをご利用の方

- 転倒防止のため階段などでは必ず3人以上で補助しましょう。
- 階段を上がるときは前向き、下がるときは後ろ向きにして、恐怖感を与えないように配慮しましょう。



傷病者や高齢者

- 援助が必要なときは、複数の人で対応しましょう。
- 常に複数の救援者がいるとは限りません。急を要するときは、ひもなどを使って背負い、安全な場所へと避難しましょう。



乳幼児や妊産婦の方

- どのような手助けが必要か、声かけをしましょう。
- 妊産婦の方や、乳幼児を抱えての避難は、負担が大きいため、手荷物などを持つようにしましょう。

難病がある方

- 医薬品の不足が命に関わる人がいます。人工呼吸器を装着している人など、専門的な医療ケアが必要な人は、医療機関への協力要請などが必要です。日頃から、医療機関の指導を受けておきましょう。

避難所での生活

障がいがある方

視覚障がいがある人のために

- 文字情報が伝わりにくいため、ハンドマイク等を使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮しましょう。

内部障がいがある人のために

- 服薬している薬の確保など個別のニーズを把握するよう心がけましょう。
- 一般的に内部障がいがある人は、免疫力が低下しているため、風邪などの感染症対策に配慮しましょう。

聴覚障がい・言語障がいがある人のために

- 文字等で必要な情報をしっかりと伝達するために、プラカードやホワイトボード等を使用した視覚的情報だけで分かるような表示方法に配慮しましょう。

精神・知的障がいがある人のために

- 行政からのお知らせ(食事、トイレ、入浴に関する情報など)が理解できているか、声をかけるようにしましょう。
- 本人が伝えたいことを「ゆっくり」と聞き、「ていねいに」「くりかえし」話しましょう。

支援する際は本人やご家族、支援者などに確認してから行いましょう。

乳幼児や妊産婦の方のために

- 妊産婦の方には、冷えや脱水など体調に配慮しましょう。
- 安心して授乳やおむつ交換ができるよう、プライバシーの保護に努めましょう。



車いすを使用する人のために

- 長時間同じ姿勢でいると体に負担がかかるため、車いすを降りてリラックスできるスペースの確保に配慮しましょう。
- 着替えやトイレのための移動が難しいため、移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシーの確保に配慮しましょう。

外見からは判断できない困りごとがある方もいます。できるだけ多くの避難者へ「何か困ったことはありませんか」など積極的に声かけを行い、相手の立場を尊重しましょう。

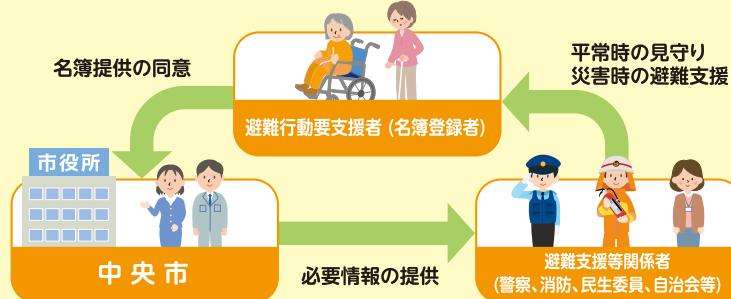
厚生労働省「避難所等での障害者への支援について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123603.html>



避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者に可能な範囲で避難の支援を行うため、市では支援を必要とする人を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

名簿に登録された情報を、自治会などの地域の避難支援等関係者へ提供することに同意いただくことで、日頃からの見守りや災害発生時の安否確認などに役立てるものです。



福祉避難所の開設

避難所で、他の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする人に対しては、障がいの程度や体力、病状などにより、必要に応じて福祉避難所を開設します。

要配慮者利用施設について

浸水想定区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、病院、保育園や学校等)の一覧を右のQRコードから確認できます。

福祉避難所一覧

避難場所名	住所
玉穂勤労健康管理センター	下河東256
玉穂保育園	成島2378-2
豊富健康福祉センター	大鳥居3738-1

